おくやみガイドブック

一宮市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

一宮市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようガイドブックを作成いたしました。 このガイドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

一宮市役所 0586-28-8100 (代表)

事前準備について

各種手続きをする今後の流れになります。 まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。



各種手続きチェックリスト



該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 2

持ち物の確認



市役所での手続き(5ページ〜)の「手続きに必要なもの」をご確認ください。

STEP 3

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、お越しください。

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ(目安)

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以	○葬儀・法要の連絡・調整○通夜・葬儀・告別式○初七日○四十九日○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (13 ページ参照)	
以内		○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 _	— (15・16 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (16 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (15 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (16 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

一宮市で必要な手続きについては 5 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、 ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助と なれば幸いです。

市役所での手続きチェックリスト

☑必要な手続きがあればチェックし、詳細ページで手続き内容を確認しましょう

区分	手続きが必要な人 主な手続き		チェック	担当課	詳細 ページ
	世帯主であった	●世帯主変更の届出		市民課	5
住民登録・	印鑑登録証をお持ちだった	●印鑑登録証の返納		市民課	5
	住民基本台帳カードを お持ちだった	●住民基本台帳 カードの返納		市民課	5
印鑑登録	マイナンバーカード/通知カードをお持ちだった	_		市民課	5
	亡くなられた方の戸籍謄抄本に ついて	_		市民課	5
	国民健康保険に加入されていた	●葬祭費の請求●資格喪失届の提出		保険年金課	6
	国民健康保険に加入されている方 が死産・流産された	●出産育児一時金の 請求		保険年金課	6
	後期高齢者医療に加入されていた	●葬祭費の請求 ●資格喪失に関する 書類の提出		保険年金課	6
保険・年金	子ども医療費受給者証/ 障害者医療費受給者証/ 母子・父子家庭等医療費受給者証/ 後期高齢者福祉医療費受給者証 をお持ちだった	●受給者証の返納●資格喪失届の提出		保険年金課	6
	年金を受給されていた 年金に加入されていた	詳しくは、 一宮年金事務所へ お尋ねください。		保険年金課	6
介護保険	介護保険被保険者証を お持ちだった	●被保険者証の返納●資格喪失届の提出		介護保険課	7
福祉	身体障害者手帳/療育手帳/精神 障害者保健福祉手帳/自立支援医 療費受給者証/特定医療費受給者 証(指定難病)をお持ちだった	●手帳・受給者証の返納●手当消滅届の提出●未支払手当請求		障害福祉課	7
	ねたきり高齢者等見舞金を 受給されていた	●喪失届の提出		高年福祉課	7
	児童手当・特例給付を受給されて いた	●認定請求書の提出 ●未支払手当請求		子育て 支援課	8
児童	18歳以下の子(18歳到達年度の末日まで)がおいでになる場合 ※一定の障害がある場合は20歳未満	詳しくは、 子育て支援課へ お尋ねください。		子育て 支援課	8

区分	手続きが必要な人	主な手続き	チェック	担当課	詳細ページ
児童	市立小中学校に通学する児童生 徒の保護者で、一定の要件に該当 する場合	●就学援助申請		学校教育課	8
	市民税・県民税の納税義務者であった	●相続人代表者 指定届の提出		市民税課	9
	原動機付自転車/小型特殊自動車 /ミニカーの所有者であった	●名義変更		市民税課	9
税	土地・家屋等の固定資産の所有者であった	●未登記家屋の 名義変更 ●相続人代表者指定 届(共有代表者変 更届)の提出		資産税課	9
	市税の口座振替の利用者で口座 名義人であった	●振替口座の解約ま たは変更		納税課	9
水道	水道料金等の口座振替の利用者で口座名義人であった	●水道の中止 または新使用者 への名義変更 及び振替口座の 変更		水道 お客さま センター/ 営業課	10
市営住宅• 市営墓地	市営住宅に入居されていた	退去、承継の 手続き同居人異動(変更) の手続き		市営住宅管理事務所	10
	市営墓地を使用されていた	●使用者の 名義変更		霊園管理 事務所	10
	道路、法定外公共物、準用河川の 占用許可の名義人であった	●権利義務譲渡(承 継)承認申請書の 提出		道水路管理課	11
	就学援助を受給されていた	●就学援助申請の 内容変更		学校教育課	11
その他	スポーツ施設予約システムの利用 者登録をされていた	●利用者登録廃止 申請書の提出		スポーツ課	11
	医師・看護師等の免許をお持ちで あった	●医師・看護師等の 籍の登録抹消申請		保健総務課	11
	浄化槽の管理者であった	●浄化槽管理者の 変更		廃棄物 対策課	11

住民登録・印鑑登録などに関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
世帯主であった ※亡くなられた方を 含め二人世帯の 場合は不要です。	●世帯主変更 の届出	●国民健康保険証 (加入者のみ) ●届出人の本人確認 書類(運転免許証 など) ●別世帯の方が届出 する場合は 「委任状」		
印鑑登録証を お持ちだった	●印鑑登録証 の返納	●印鑑登録証		●市民課総合窓口 総合窓口 (本庁舎1階
住民基本台帳 カードをお持ち だった	●住民基本 台帳カード の返納	●住民基本台帳 カード	市民課 ☎28-8972	4~7番窓口) ●尾西 窓口課 (尾西庁舎1階) ●木曽川
・マイナンバー カード・通知カードを お持ちだった	りますので、 で持参くださ ●また、死亡に くなられた方	伴う各種手続きで、亡 うのマイナンバーの記 いることがありますので、		総務窓口課 (木曽川庁舎1階) ●各出張所
亡くなられた方 の戸籍謄抄本に ついて		出されてから、戸籍に がされるまで日数がか		

 		 	•••••
 	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 ••••••	••••••
 		 •••••	•••••
 •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 ••••••	•••••
 	•••••	 	•••••

保険・年金などに関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
国民健康保険に加入されていた	●葬祭費の 請求 ●資格喪失届 の提出	●被保険者証及び限度額認定証 ●振込先(金融機関)がわかるもの ●会葬礼状または葬儀の領収書など葬儀執行人がわかるもの	保険年金課	●保険年金課 [国民健康保険] (本庁舎1階
胎児 ※国民健康保険に 加入されている方 が妊娠85日以上で 死産・流産された 場合	●出産育児 一時金の 請求	●被保険者証 ●医療機関の領収書 ●直接支払制度の同意書 ●振込先(金融機関)がわかるもの ●死胎埋火葬許可証	雷 28-9011	(本月音 階 20·21番窓口) ●保険年金課 [後期高齢者医療] (本庁舎1階 14·15番窓口) ●尾西 窓口課 (尾西庁舎1階) ●木曽川 総務窓口課
後期高齢者医療に加入されていた	●葬祭費の 請求●資格喪失に 関する書類 の提出	●被保険者証及び限度額認定証 ●振込先(金融機関)がわかるもの ●会葬礼状または葬儀の領収書など葬儀執行人がわかる	保険年金課 [後期高齢者医療] ☎ 28-8985	●水音川 秘務悉口味 (木曽川庁舎1階) ●各出張所
・子ども医療費受 給者証 ・障害者医療費 受給者証 ・母子・父子家庭等 を母療費受給者証 ・後期高齢者福祉 医療費受給者証 をお持ちだった	●受給者証の 返納 ●資格喪失届 の提出	●受給者証 ●窓口で手続きされ る方の本人確認書類	保険年金課 [福祉医療] ☎ 28-9013	●市民課総合窓口 (本庁舎1階 4~7番窓口) ●保険年金課 [福祉医療] (本庁舎1階 16.17番窓口) ●尾西窓口課 (尾西庁舎1階) ●木曽川総務窓口課 (木曽川庁舎1階) ●大曽川院舎1階)
年金を受給され ていた 年金に加入され ていた	●一宮年金事 務所へお尋 ねください。	●一宮年金事務所へ お尋ねください。	一宮年金 事務所 ☎45-1418 保険年金課 [国民年金] ☎28-9014	●一宮年金事務所へ お尋ねください。

介護保険に関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
介護保険被保険者証をお持ちだった	●被保険者証 の返納 ●資格喪失届 の提出	●介護保険 被保険者証	介護保険課 ☎ 28-9019	●市民課総合窓口 (本庁舎1階 4~7番窓口) ●介護保険課 (本庁舎2階 26番窓口) ●尾西窓口課 (尾西庁舎1階) ●木曽川総務窓口課 (木曽川庁舎1階) ●各出張所

福祉に関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手を ・精神でを ・特にを ・特定医療 ・特定医療 ・特者に ・特者に ・お持ちだった	●手帳・受給者証の返納●手当消滅届の提出●未支払手当請求	●手帳、受給者証 ●振込先(金融機関) がわかるもの	障害福祉課 ☎ 28-9017	●市民課総合窓口 (本庁舎1階 4~7番窓口) ●障害福祉課 (本庁舎2階 25番窓口) ●高年福祉課 (本庁舎2階 27番窓口) ●尾西窓口課
ねたきり高齢者 等見舞金を受給 されていた	●喪失届の 提出	●窓口に来られた 方の本人確認書類 (運転免許証等) ●振込先(金融機関) がわかるもの	高年福祉課 ☎28-9021	(尾西庁舎1階) ●木曽川総務窓口課 (木曽川庁舎1階) ※特定医療費受給者証は 障害福祉課のみ

_ A _ A		Λ Λ	
- 1\ / \	$1 \vdash I$	\ /\	(
ΙV	۱∟ı	V	

児童に関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
児童手当・特例 給付を受給され ていた	●認定請求書 の提出 ●未支払手当 請求	【新たに請求される方のもの】 ●本人確認書類(運転免許証など)、マイナンバー(個人番号)カードなど ●振込先(金融機関)がわかるもの 【児童のもの】 ●振込先(金融機関)がわかるもの	子育て 支援課 ☎ 28-9023	●子育て支援課 (本庁舎4階 46番窓口) ●尾西窓口課 (尾西庁舎1階) ●木曽川総務窓口課
18歳以下の子 (18歳到達年度 の末日まで)がお いでになる場合 ※一定の障害がある 場合は20歳未満	は、児童扶養手支給対象になり	D要件に該当する場合 当、県・市遺児手当の Jます。 て支援課へお尋ねくだ		(木曽川庁舎1階)
市立小中学校に 通学する児童生 徒の保護者で、 一定の要件に該 当する場合	●就学援助 申請	●申請理由を証明する書類 ●保護者の振込先 (金融機関)がわかるもの	学校教育課 ☎ 85-7072	●学校教育課 (本庁舎4階 44番窓口) ●お子さんが通って いる学校

•••••
•••••
••••••
•••••
••••••
•••••

..... MEMO

税に関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
市民税・県民税の納税義務者であった	●相続人代表 者指定届の 提出	「納税義務者が亡く なられた後の市民 税・県民税の手続き のご案内(20ページ)」 をご覧ください。	市民税課 [個人市民税] ☎28-8963	●市民税課 (本庁舎3階 34番窓口)
・原動機付自転車 ・小型特殊自動車 ・ミニカー の所有者であった	●名義変更	担当課である市民税課へお尋ねください。	市民税課 [軽自動車税] ☎ 28-8962	●市民税課 (本庁舎3階 34番窓口) ●尾西窓口課 (尾西庁舎1階) ●木曽川総務窓口課 (木曽川庁舎1階) ●各出張所
土地・家屋等の 固定資産の所有 者であった	①未登記家屋 の名義変更 ②相続人代表 者指定届 (共有代表 者変更届) の提出	「固定資産の所有者が亡くなられた後の市民税・県民税の手続きのご案内(19ページ)」をご覧ください。	資産税課 ①[家屋担当] ☎28-8966 ②[償却資産担当] ☎28-8967	●資産税課 (本庁舎3階 33番窓口)
市税の口座振替 の利用者で口座 名義人であった	●振替口座の 解約または 変更	【解約の場合】 持ち物はありません。 窓口もしくは電話連 絡にて受付します。 【変更の場合】 ●納税通知書 ●新規口座の通帳 ●銀行お届け印	納税課 ☎ 28-8970	●納税課 (本庁舎3階 31番窓口) ●尾西窓口課 (尾西庁舎1階) ●木曽川総務窓口課 (木曽川庁舎1階) ●各出張所 ●各金融機関

MEMO	•	•
------	---	---

水道に関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
水道料金等の口座振替の利用者で口座名義人であった	●水道の中止 または新使 用者への名 義変更及び 振替口座の変更	【中止または名義変更の場合】 持ち物はありません。窓口もしくは電話連絡にて受付します。(※中止のみは、市公司ですのです。ですのです。ですが利用である。) 【新規口座へ変更の場合】 ●新規口座の通帳 ●銀行お届け印	水道お客さま センター ☆ 28-8622	●水道お客さまセンター (観音寺1丁目4-4)●上下水道部営業課(本庁舎10階101番窓口)

市営住宅・市営墓地に関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課市外局番0586	手続き窓口
市営住宅に入居されていた	●退去、承継 の手続き ●同居人異動 (変更)の 手続き 市営住宅管理事務所 へお尋ねください。		市営住宅管 理事務所 ☎28-8649	●市営住宅管理事務所 (本庁舎7階73番窓口)
市営墓地を使用されていた	●使用者の 名義変更	●一宮市営墓地 使用許可証 ●本人確認書類 (運転免許証等) ●戸籍謄本等(必要 に応じて) ページID 1053345	霊園管理 事務所 ☎45-9953	●霊園管理事務所 (環境センター北館)

	/VIE/VIO		
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
,			

その他

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
道路、法定外公 共物、準用河川の 占用許可の 名義人であった	●権利義務 譲渡(承継) 承認申請書 の提出	持ち物はありません。 窓口にて受付します。	道水路 管理課 ☎ 28-8653	●道水路管理課 (本庁舎8階 81番窓口)
就学援助を受給されていた	●就学援助 申請の内容 変更	●申請理由を証明 する書類 (児童扶養手当証書、 ひとり親家庭とわか る書類等) ●保護者の振込先 (金融機関)	学校教育課 ☎ 85-7072	●学校教育課 (本庁舎4階 44番窓口) ●お子さんが通って いる学校
スポーツ施設 予約システムの 利用者登録を されていた	●利用者登録 廃止申請書 の提出	●窓口に来られた方 の本人確認書類 (運転免許証等) ●亡くなられた方との 関係が分かる書類 (戸籍謄本等)	スポーツ課 ☎ 85-7079	●スポーツ課 (本庁舎9階 93番窓口) ●予約システム受付 窓口 (光明寺公園球技場、 温水プール、 市テニス場、 尾西スポーツセンター、 木曽川体育館、 総合体育館、 いちのみや中央プラザ 体育館)
医師・看護師等 の免許をお持ち であった	●医師・看護 師等の籍 登録抹消 申請	●籍登録抹消申請書 (保健所窓口に用意) ●死亡診断書(写し可)、 死体検案書(写し可) または戸籍抄(謄)本 ●免許証の原本	保健総務課 ☎ 52-3852	●保健総務課 (保健所1階 1番窓口)
浄化槽の管理者 であった	●浄化槽管理 者の変更	持ち物はありません。 窓口にて受付します。 市公式ウェブサイト からの電子申請が 利用可能です。 ページID 1038699	廃棄物 対策課 ☎45-5374	●廃棄物対策課 (環境センター3階 1番窓口)

^{※ 2024} 年 4 月現在の内容です。

法令改正や手続きを行う機関の変更に伴い、手続きの方法や場所、連絡先、必要な書類などが変更になることがありますので、予めご了承ください。

MEMO

市役所以外での主な手続き一覧

☑ 必要な手続きがあればチェックしましょう

チェック	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
	生命保険	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き	各金融機関等
	株式等	名義変更	各証券会社等
	遺言書(自筆)	検認(開封)	名古屋家庭裁判所一宮支部 一宮市公園通4-17 ☎ 0586-73-3162 (家事事件係•受付)
	遺言書(自筆)	遺言書保管事実証明書遺言書情報証明書	名古屋法務局一宮支局 一宮市公園通4-17-3 ☎ 0586-71-0600
	固定電話•携帯電話	契約継承・解約	各契約会社等
	インターネット	名義変更•解約	各契約会社等
	NHK受信料	名義変更•解約	フリーダイヤル か 0120-151515 有料ダイヤル か 050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更•解約	領収書に記載されている 会社及び営業所
	運転免許証	返納	一宮警察署 一宮市本町1-6-20 ☎ 0586-24-0110 (交通課免許係)

チェック	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
	クレジットカード	解約	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更•解約	各契約会社
	不動産登記関係	土地•家屋等相続登記	名古屋法務局一宮支局 一宮市公園通4-17-3 ☎ 0586-71-0600 愛知県司法書士会 名古屋市熱田区新尾頭1-12-3 ☎052-683-6683
	国税関係 (相続税·所得税·消費税)	相続税•所得税• 消費税申告	一宮税務署 一宮市栄4-5-7 ☎ 0586-72-4331
	国債	記名変更•償還金受領	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の 郵便局
	年金	・一宮年金事務所(8 45- (遺族年金等)を確認して ・共済年金受給者の場合((遺族年金等)を確認して	てください。 は、各共済組合に手続き内容
	二輪の軽自動車・ 小型自動車	名義変更	愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2048
	三輪・四輪の軽自動車	名義変更	軽自動車協会 愛知主管事務所小牧支所 ☎ 050-3816-1773
	普通自動車	名義変更	愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2048

相続に関する手続きチェックリスト

\checkmark	項目	期日	備考
	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から 死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所 の窓口で「相続に使用するため出生から死亡まで の戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得でき ます。
	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査 してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してくだ さい。
	遺言書の検認	遅滞なく	遺言書の保管者又はこれを発見した相続人は、 遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭 裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければ なりません。 なお、公正証書による遺言のほか、法務局におい て保管されている自筆証書遺言に関して交付され る「遺言書情報証明書」は、検認の必要はありま せん。
	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
	遺産分割協議(協議書の作成)	速やかに	遺言書がなく、法定相続分以外で遺産を分ける場合は、共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
	相続登記の申請		不動産の所有者が亡くなられ、土地や建物の名義 を相続人に変更するには、法務局で相続登記の 申請が必要です。 *令和6年4月1日から義務化されました。

項 目	期日	備考
相続放棄•限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所のHPなどでご確認ください。
所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額= 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数
		NEMO
 	•••••	
 •		

相続登記はお済みですか

~相続登記・遺産分割を進めましょう~



令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化されました

相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得 した相続人は、その所有権の取得を知った日か ら3年以内に相続登記の申請をしなければな らないこととされました。

詳しくは…

不動産を相続した方へ





不動産に関するルールが大きく変わります!

※ 全国で所有者不明土地が増えています。



公共工事や災害復旧が進まないなど、周囲にも悪影響が…

相続登記の申請の義務化など

- ・正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。
- •相続登記の申請義務を果たすための「相続人申告登記」も設けられました。
- ・相続登記について、登録免許税が免税される場合があります。
- ※ そのほかのルールも段階的に変わります!



詳しくは…

なくそう所有者不明土地



から段階的に 実施しています!

た土地を国が引き取る制度が始まっています!

相続土地国庫帰属制度(令和5年4月27日から)

①承認申請 ※審査手数料の ▶ ②要件審査・承認







■ 3申請者が10年分の 土地管理費相当額の 負担金を納付





【重要】 通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は引取り不可

- (例)・建物や障害物のある土地
 - ・土壌が汚染されている土地
 - 権利などで争いのある土地など

詳しくは…

相続土地国庫帰属制度







MEMO	

固定資産の所有者が亡くなられた後の手続きのご案内

ご逝去を悼み、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。 土地や家屋等の固定資産の所有者が亡くなられた場合、固定資産税・都市計画税の納税義務 は、相続される方に引き継がれます。必要となる手続きは、所有している資産や相続の状況に よって下記のとおり異なります。

1. 相続登記(名義変更)について

亡くなられた方の資産の一覧は、資産税課(本庁舎3階33番窓口)で取得できる「課税台帳(名寄帳)」で確認できます。遺産分割協議等を経て、相続登記(名義変更)をする際の受付窓口は次のとおりです。



①「土地」「家屋(登記)」の相続登記は、 法務局が窓口となります。必要書類等 がありますので、詳しくは名古屋法務 局一宮支局(0586-71-0600)へお尋ね ください。



②「家屋(未登記)」の名義変更については、 資産税課(本庁舎3階33番窓口)へ申請 が必要です。必要書類等がありますので、 詳しくは下記[家屋担当]までお問い合 わせください。

2. 相続人代表者の指定について

上記①②による相続登記(名義変更)が完了するまでの間、相続人のうちから固定資産税の納税通知書等を受領する代表者を定めていただき、「相続人代表者指定届」※の提出をお願いいたします。この届出は、一時的に納税通知書等の送り先として登録するものです。なお、亡くなられた年の翌年1月1日(賦課期日)までに①②による名義変更が完了する場合は、指定届の提出は必要ありません。

※「相続人代表者指定届」は、資産税課窓口で配布しているほか、亡くなられてから3~4カ 月の間に、死亡届の届出人または亡くなられた方の同居の親族の方にお送りします。

◎お問い合わせ先

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市財務部資産税課

[土地担当]

0586-28-8965

[家屋担当]

0586-28-8966

[償却資産担当]

0586-28-8967

納税義務者が亡くなられた後の市民税・県民税の手続きのご案内

ご逝去を悼み、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。 納税義務者がお亡くなりになられました後、必要となる市民税・県民税の手続きについてご 案内させていただきます。

ご不明な点がございましたら、市民税課までご連絡ください。

● 納税義務の承継

市民税・県民税は、1月1日(賦課期日)現在一宮市に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上あるかたに課税されます。このため、1月2日以後に納税義務者が亡くなられた場合は、その年1年分の市民税・県民税の納税義務があります。

相続人のかたは、亡くなられたかたの納税義務を引き継ぐことになりますので、亡くなられたかたに未納の税額(納期未到来分を含む。)がある場合には、この税額を納めなければなりません。なお、納めすぎの税額がある場合は還付されます。

● 相続人代表者の届出

一宮市では相続人のうちのお一人を代表者として納税通知書等を送付しています。 相続人のうちのどなたが相続人代表者になられるのか、「相続人代表者指定届」(裏面)に必 要事項を記入して、市民税課へ提出してください。

手続きの際は、

- ①この用紙、②窓口に来られるかた(相続人代表者)の本人確認書類、
- ③亡くなられたかた(被相続人)の納税通知書

をご持参ください。

※ 納税義務者が亡くなられた後、相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合は、市が相続人代表者を指定することがあります。

● 相続放棄・限定承認した場合の手続き

納税義務者が亡くなられた後、相続人全員が相続放棄をし、相続人がいない場合には、その納税義務は承継されません。また、限定承認した相続人は、相続によって得た財産が限度となります。家庭裁判所が発行する「相続放棄・限定承認の申述受理通知書」の写しなどを市民税課へ提出してください。

相続放棄・限定承認の手続きについては、管轄の家庭裁判所へお問い合わせください。

- ◎相続人代表者指定届の提出先及び問い合わせ先
- 一宮市財務部市民税課(本庁舎 3 階) 電話 0586-28-8963(直通)

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 ※「相続人代表指定届」は郵送でも提出できます。

相続人代表者指定届

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市長

相続人代表者

住 所

(電話番号 - -)

フリガナ

氏 名

(生年月日: 年 月 日)

被相続人との続柄

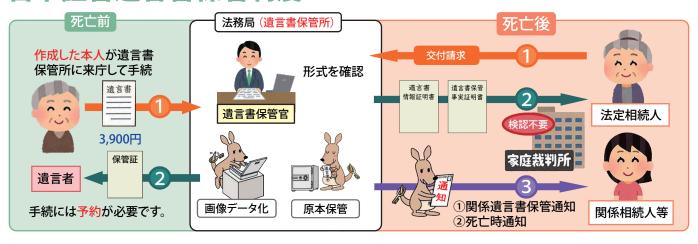
被相続人に係る市民税・県民税の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する 書類を受領する代表者となることを承諾したので、地方税法第9条の2第1項の規定 により届け出ます。

_	フリ	ガナ						
被ななな	氏	名				(生年月日:	年	月 日)
相 っ 続 た か	住民基本台住所(死							
た	死亡年	F 月日		年	月	日		
その	氏	名	被相続人 との続柄	住			所	相続分
他 の 相								/
続 人								/
(代 表 老								/
表者を除る								/
<)								/
備考								

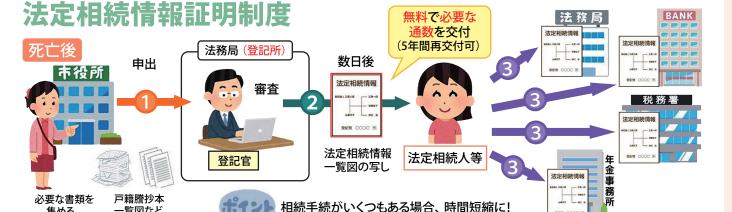
法務局の相続に関する制度のご紹介

言書を法務局で保管できます

自筆証書遺言書保管制度



より便利に! 法定相続人の・ 覧図を証明します





集める。

詳しくは…

法定相続情報 法務局



自筆証書遺言 法務省







お問い合わせは、お近くの法務局へ

登記申請に関する手続案内は、対面、電話、ウェブ(本局のみ)で行っています。

登記手続案内は完全予約制ですので、前日までに ご予約をお願いします。

- ◎ 登記手続案内時間(土・日・祝日・年末年始の休日を除く。) 9時から12時まで ※受付時間は9時から11時30分まで **13時から16時まで** ※受付時間は13時から15時30分まで
- ◎ 登記手続案内の予約方法

【対面・電話】管轄の法務局へお電話ください。

【ウェブ】法務局手続案内予約サービスにて、ご予約ください(24時間予約可)。

※ 個人での手続が難しい方は、弁護士・司法書士・土地家屋調査士など、専門家への相談を御検討ください。 愛知県司法書士会 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号 052-683-6683

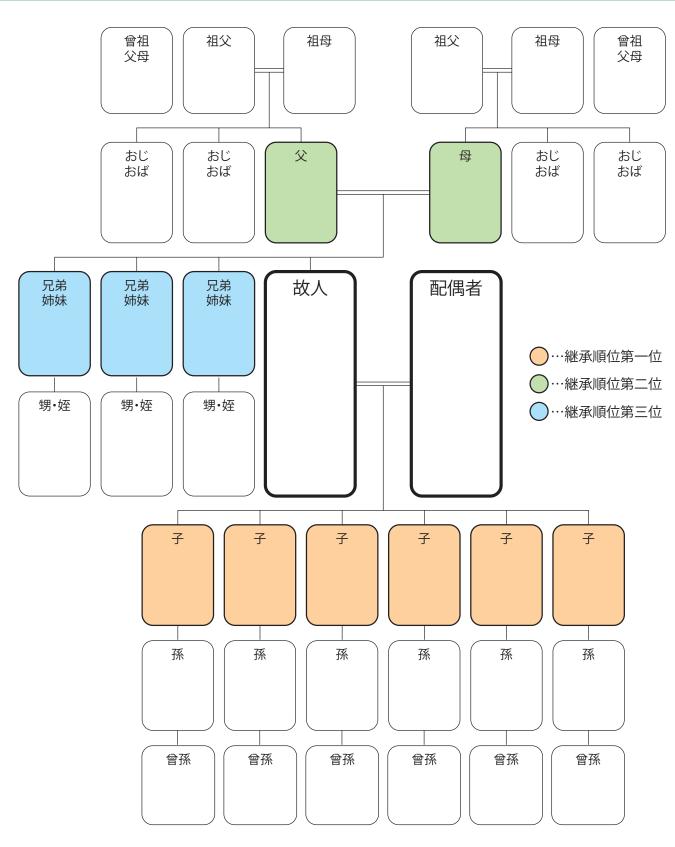
名古屋法務局手続案内

手続案内予約サービス





Q



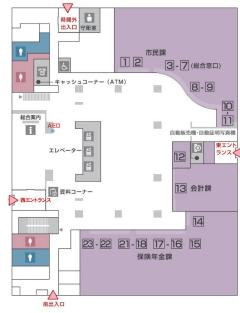
被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)をご覧ください。

故人の財産について

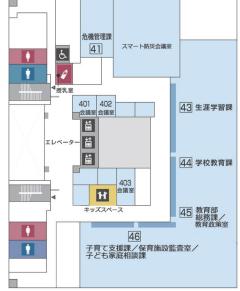
	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
産				
	金融機関名	支店名	金額	備考
預				
預 貯 金				
	L			
その	名 称	内 容	保管場所など	備考
その他の資産				
産			<u> </u>	
借 入	借入先	金額	返済方法	備考
借入金・ローン				
コン				
 生 命	保険会社	種類•内容	受取人	備考
保険・				
生命保険•損害保険				
·)(英	基礎年金番号	種類	受給金額	
公的				
公的年金				
/(FI	er th	#D = D+ IX	W/A A PT	/# +r
人年人	名 称	番号・記号など	受給金額	備考
個人年金·企業年金				
年金				
その他				
le.				

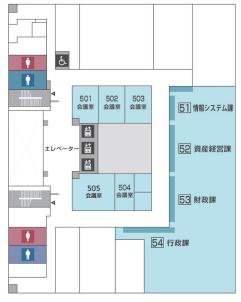
本庁舎











6階





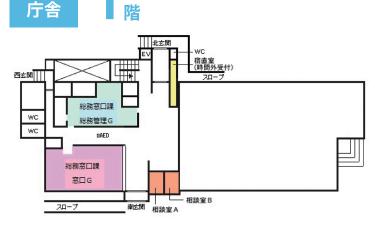












木曽川

MEMO

MEMO

発 行 一宮市役所

編集/制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2024年6月

